

桶川市介護支援専門員連絡会(オケマネ会)規則

第1章 総則

(名称)

第1条 この任意団体は、桶川市介護支援専門員連絡会(以下「本会」という)と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務局を埼玉県桶川市加納1824-1(特別養護老人ホーム花ノ木の郷 内)に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は地域高齢者に対し、適切な情報と質の高い介護支援サービスを提供するために、会員互助の情報の共有、職業倫理の自覚、介護支援業務の向上等を目指すことを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 介護支援専門員が必要とする情報の提供及び交換
- (2) 介護支援業務知識や技術向上及び職業倫理に関する研修
- (3) 桶川市におけるネットワーク構築と地域貢献
- (4) 情報提供・その他事業

第3章 会員

(会員の種類)

第5条 本会は、介護支援専門員を会員とする。

- (1) 正会員…桶川市を所轄区域とする勤務先に所属する個人。又は、同市に住所を有する個人。
- (2) 準会員…本会の目的に賛同する上記以外の個人(他市町村に在住・在勤者も可)

(入会・退会)

第6条 本会の会員になろうとする者は、所定の入会届けを事務局に提出しなければならない。また、退会しようとする者は、退会届けを事務局に提出しなければならない。

(入会金及び年会費)

第7条 会員は、本会の定める入会金・年会費を入会時に納入しなければならない。また毎年4月に年会費を納入しなければならない。年度途中に入会した会員のうち、年度末近い1月から3月については翌年度分の年会費として充当できることとする。

(1) 入会金 正会員 0円 準会員 0円

(2) 年会費 正会員 500円 準会員 500円

1. 会費用途について 主に事務諸経費についての使用とする

2. 研修参加料 別途研修会を本会が催し参加する場合は、研修開催前に協議し決定した費用を講師代等の費用の協力金として納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第8条 会員が次に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 本人が退会届の提出をしたとき

(2) 本人が死亡したとき

(3) 継続して1年以上会費を滞納したとき

(4) 本会の名誉や信用を損ねる行為、秩序を乱す行為、法令に違反する行為、または社会通念もしくはマナーに著しく欠ける行為があったとき

(抛出金品の不返還)

第9条 既に納入した入会金、年会費その他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員等

(役員種別及び定数)

第10条 役員の種別及び定数は次の通りとする。(役員は正会員とする)

(1) 会長……………1名

(2) 副会長……………2名以内

(3) 理事……………10名以内

(4) 会計……………1名

(5) 会計監査……………1名

(6) 顧問……………1名以上

(役員を選出及び任期)

第11条 役員を選出及び任期は次の通りとする。

1. 会長は、理事の互選により選出する。

2. 副会長は理事の中より会長が指名する。

3. 理事は、正会員の互選により選出とする。任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

4. 会計、会計監査は会長、顧問を除く理事が兼任できる。ただし、会計と会計監査は別の者でなければならない。

5. 役員は、辞任又は任期が満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行なわなければならない。
6. 補欠の為、又は増員によって就任した役員の任期は、前任者又は現任者の任期の残任期間とする。

(職務)

第12条 各役員の職務は次の通りとする。

1. 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。
2. 副会長は、会長を補佐し会長不在時はその職務を代行する。
3. 理事は、会長・副会長と共同して本会の職務を行う。
4. 会計は、本会における金銭の収支を計算し記録する。
5. 会計監査は、本会の収支記録した書類を監査する。
6. 顧問は、名実共に地域福祉に永年貢献した者であって本会より求められて高度な意見を述べたり、他の役員に助言する。
7. 役員会の開催回数は年8回程度とする。

第5章 総会

(種別)

第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第14条 総会は会員の過半数の議決権をもって成立し開催とする。

(権能)

第15条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 規則の変更
- (2) 事業計画及び収支予算に関する事項
- (3) 事業報告及び収支決算に関する事項
- (4) 理事の選任等に関する事項(理事の条件として本会が主催している連絡会・研修会等に概ね3/4以上出席している正会員の中より選任とする。又は他の理事推薦もありえる)
- (5) 入会金及び年会費に関する事項
- (6) その他、本会の運営に関する重要事項

(開催)

第16条 通常総会は、毎年1回開催する。

1. 臨時総会は、次の各号に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事の過半数が必要と認め招集の請求をしたとき
 - (2) 正会員総数の過半数から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があるとき

(招集)

第17条 総会は、前条第1項の第1号及び第2号を除き、会長が招集する。

(議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(議決)

第19条 総会の議決は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第20条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 記録者名、出席者数
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過及びその結果

第6章 連絡会、研修会

(開催)

第21条 研修会の開催は次の通りとする

- (1) 研修会は、年8回程度開催する。

(記録)

第22条 連絡会、研修会の記録については、次の事項を記載した書類を作成する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 記録者名、出席者数
- (3) 連絡会、研修会内容

第7章 会計年度

(期間)

第23条 本会の会計年度は、4月1日より3月31日迄とする。

第8章 雑則

(雑則)

第24条 この規約にない事項は、役員会で決定する。

附則

本会の入会金は、当面の間、次に掲げる額とする。

(1) 入会金 0円

本会の年会費使途は、事務経費、通信費とする。

この規約は平成27年11月1日から施行する。

平成30年 5月17日 改正(予定)